

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

今月は、暴力団離脱希望者に対する援護等と、暴力団排除条例・条項を解説します。

◎暴力団に困っていませんか？暴力団対策の講習会「不当要求防止責任者講習」があります。

◎責任者講習とは、公安委員会が実施しているもので、公安委員会の委託を受けて県民会議が不当要求防止責任者の方々を対象に、暴力団からの不当要求への対応要領等について講習を行います。

受講し、対応知識を得ませんか。何事も備えることが重要です。講習は資料代を含めて一切無料です。

法令編(立花書房教本の一部抜粋)

16 離脱希望者に対する援護等(法28条)

公安委員会は、暴力団からの離脱を希望する者に対する就業の援助等、暴力団員の社会復帰のための援護措置を暴追センターと連携しながら行っています。

また、暴追センターを始め関係機関、団体、協賛企業等からなる「社会復帰対策協議会」等が全都道府県に設立されています。

警察及び暴追センターが援助措置等を行うことにより、毎年多くの方が暴力団から離脱できています。離脱希望者の円滑な社会復帰が可能となるよう、社会復帰対策協議会等への協賛企業と

しての加入等、皆様のご協力をお願いします。

◎暴力団排除条例・条項について

1 暴力団排除条例の制定

暴力団の資金獲得活動の多様化や暴力団事務所進出等の情勢に応じ、平成23年10月までに全ての都道府県において暴力団排除条例が施行されました。

令和2年上半期までに46都道府県内の全市町村において、暴力団排除条例が制定されています。

暴力団排除条例には、各都道府県の暴力団情勢等に応じた規程が盛り込まれていますが、概ね共通しているのが「事業者による暴力団員等に対する利益供与の禁止」「不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置」「学校等の周辺200メートル区域における暴力団事務所の新規開設・運

営の禁止」等であり、地方公共団体や地域住民・事業者等、自主的に連携協力して暴力団との関係の遮断に努める等、社会から暴力団を排除するための活動を推進していく旨が定められています。

2 暴力団排除条項の導入

法律等に規定された暴力団排除条項以外にも、ホテル、ゴルフ場等の利用約款に、暴力団排除条項が盛り込まれるなど、暴力団等反社会的勢力を排除する根拠規程として、様々な業種で活用されています。「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に示す基本原則の中の「取引を含めた一切の関係遮断」の中核として暴力団排除条項の導入がありますが、具体的には「○暴力団等反社会的勢力とは取引しないこと」「○取引開始後に反社会的勢力と判断したら取引等を解約することを契約書や取引約款等に盛り込むことです。そうすることで暴力団等反社会的勢力との取引を遮断できます。暴力団排除条項に関する問合せは、警察又は暴追センターで受け付けています。